川崎市交通局特定物品等契約事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、法令その他別に定めるもののほか、物品購入及び修繕の契約事務を迅速かつ効率的に執行するため、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）課長　川崎市交通局分課分掌規程第２条に掲げる課の長（担当課長を含む）をいう。

（２）特定物品　別表に定める契約執行限度額の範囲内で購入する場合における次に掲げるものをいう。

ア　統一納入価格物品　石油類（財政局長が通知するスタンド給油用石油製品価格表に定められた単価で購入するガソリン）をいう。

（３）修繕　１，０００，０００円以下で行う物品及び車両の軽易な修理をいう。

（４）２０万円以下の物品　第２号及び第３号を除き、２０万円以下で購入、借受け又は売払いを行う物品をいう。

（契約方法及び契約の相手方）

第３条　課長が前条第２号から第４号までの契約事務を執行するときは、契約方法はすべて随意契約（１者による特命随意契約を可とする。）とする。

２　契約の相手方は、次の各号に掲げる事業者とし、市内中小事業者から購入等が可能なものについては、当該事業者の受注機会の増大を図ることとする。

（１）統一納入価格物品

石油類（給油取扱所で自動車等の燃料タンクに直接給油するガソリン）

については、交通局長が基本的契約事項を定めた協定を締結した者。

（２）修繕については、当該物品の納入業者及び製造業者又はその代理店等

（３）２０万円以下の物品については、当該物品の納入業者及び製造業者

（請書の提出）

第４条　課長は、前条の規定により契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方から請書を提出させなければならない。（給油取扱所で自動車等の燃料タンクに直接給油するガソリンの購入を除く。）

（執行の改善等）

第５条　経理課長は、各課における契約相手方の選定等について適当でないと認めたときは、当該課長に対し、その改善を求めることができる。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第２条第１項第２号関係）

分　　類	物　　品　　名	契約執行限度額
統一納入価格物品	石油類（給油取扱所で自動車等の燃料タンクに直接給油するガソリン）	2,000,000円以下